

報道関係者 各位

令和8年9月25日

【照会先】

健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課結核対策推進室
室長 小谷（内線 2373）
課長補佐 渡邊（内線 8188）
（代表電話）03(5253)1111

インドネシアにおける入国前結核スクリーニングを開始します

厚生労働省は、日本国内における結核対策の推進のため実施している入国前結核スクリーニング（Japan Pre-Entry Tuberculosis Screening (JPETS)）について、令和8年11月2日から、インドネシアにおける運用を開始します。

【制度の概要】

入国前結核スクリーニング（JPETS）は、スクリーニング対象国から日本に入国し、中長期間在留しようとする者に対し、入国前に指定健診医療機関で胸部レントゲン検査等を受け、「結核を発病していないこと」を確認する制度です。本制度により、結核患者の早期発見及び適切な治療につなげるとともに、日本国内における結核のまん延防止を図ります。

本制度は、令和6年度よりフィリピン、ネパール及びベトナムにおいて運用されており、インドネシアは制度上の対象国に含まれていますが、これまで「調整中で開始時期未定」とされてきました。

今回、実施体制の整備が完了したことから、インドネシアにおける運用を開始するものです。

【開始日】

指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け日は、以下のとおりです。

	健診受付開始日	結核非発病証明書提出義務付け日
インドネシア	令和8年11月2日予定	令和9年1月4日予定

【その他】

対象となる指定健診医療機関については、準備でき次第公表いたします。また、対象者、対象となる在留資格、実施方法、受診手続、手数料その他制度の詳細については、入国前結核スクリーニング特設サイトをご覧ください。

Japan Pre-Entry Tuberculosis Screening : <https://jpets.mhlw.go.jp/jp>